

「小川町寄附によるまちづくり条例」のご案内

小川町は、緑豊かな美しい自然に囲まれ、長い歴史に培われた郷土文化や伝統産業が息づく町です。この郷土を愛する多くの方から応援していただこうと「寄附によるまちづくり条例」を制定いたしました。この条例は、町が指定する事業に対して、町の内外を問わず広く個人又は団体から寄附を募り、これを財源に事業の推進を図るものです。

町の将来像である「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」の実現に向けて是非ご協力をお願いいたします。

1. 寄附金で行う事業

寄附金を活用して充実させたい事業を5つ選びました。

寄附金はいったん「寄附によるまちづくり基金」に積み立て、指定された事業のために必要な額を取り崩して活用します。

(1) 次代を担う子どもたちを応援する事業

〈例えば〉

- ・ 子育て・子育ての支援
- ・ 確かな学力と生きる力を育てる教育の推進
- ・ 子どもの見守り活動
- ・ 青少年の健全育成など



(2) 人に優しい地域ぐるみの福祉を推進する事業

〈例えば〉

- ・ 高齢者福祉の充実、地域福祉の人づくり
- ・ ノーマライゼーションの推進
- ・ 健康づくりなど

(3) 歴史及び文化の承継、芸術

並びにスポーツ活動を支援する事業

〈例えば〉

- ・ 図書館サービスの充実
- ・ 和紙文化の継承と文化財の保全
- ・ 文化・芸術活動の振興
- ・ 小川和紙マラソンを始めスポーツ振興など





(4) 豊かな自然環境の保全と良好な居住環境を創造する事業

〈例えば〉

- ・ 生ごみの再資源化などリサイクルの推進
- ・ 森林の保全や里山づくり
- ・ 生活道路や下水、公園など居住環境の整備など

(5) 賑わいと活気あるまちづくりを推進する事業

〈例えば〉

- ・ 農業の担い手育成や有機農業の推進
- ・ 朝市など商店会活動の支援
- ・ セタまつりなど各種イベントの支援
- ・ 地域ボランティア・町民活動の支援



2. 寄付の方法

(1) 寄附の手続 [\(別紙1参照\)](#)

① 寄附の申込み

- ・ 寄附申込書によってお申し込みください。金額の定めはありません。
- ・ 寄附申込書には、**1. 寄附金で行う事業**の5事業が掲げてありますので、この中から寄附金の使いみちを指定してください。
- ・ 寄附申し込みは、Eメール、FAX、郵送でも可能です。

※寄附申込書は[こちら](#)からダウンロードできます。

② 寄附金納入案内

- ・ 町から所定の振替用紙を同封した寄附金納入案内を送付します。

③ 寄附金の入金

- ・ 最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）で入金をお願いいたします。

④ 寄附金領収書の発行

- ・ 入金確認後、町から寄附金の領収を証明する書類（寄附金領収証明書）を寄附領収書と合わせて送付します。

⑤確定申告

- ・所得税の寄附金控除を受けるため、最寄りの税務署又は住所地の市町村において、期限内に確定申告を行ってください。

⑥所得税・個人住民税の軽減

- ・所得税については当該年所得分、個人住民税については翌年度課税分において税額が軽減されます。(いわゆる「ふるさと納税」)

※ふるさと納税について [\(別紙2参照\)](#)

〈申込みと問い合わせ先〉

〒355-0392

埼玉県比企郡小川町大字大塚55

小川町政策推進課 管財契約担当

TEL0493(72)1221(内線222)

メール：ogawa103@town.ogawa.saitama.jp